

令和元年度総務生活常任委員会 管外行政視察報告書

- 1 視察日時 令和元年10月30日(水)～11月1日(金)の3日間
【1日目】八代市
10月30日(水)午後1時30分～午後3時00分(約1時間30分)
【2日目】霧島市
10月31日(木)午前10時00分～午前11時30分(約1時間30分)
【3日目】直方市
11月1日(金)午前10時00分～午前11時30分(約1時間30分)
- 2 視察先 八代市・霧島市・直方市
- 3 視察事項 (1)『廃校舎等の利用提案事業』について【八代市】
(2)『シティプロモーション事業』について【霧島市】
(3)『公契約条例』について【直方市】

4 視察目的

八代市

八代市では、平成24年に「未利用等の市有資産の活用指針」を策定し、廃校跡地等、利用度が極めて低い市有資産の有効活用に取り組んでいる。その中で民間を含めた利活用を図るため、廃校舎等の利用を希望する事業者から事業内容を提案してもらい、その内容を踏まえて活用方針を定め、旧宮地東小学校を対象地として募集をした。結果、民間業者が借り受け、平成28年8月に、学校をそのまま活用した宿泊施設としてオープンさせていることから、廃校舎等、市有資産を有効活用するための取組について調査研究を行う。

霧島市

霧島市では、平成28年から、シティプロモーション事業の一環として「キラシマイスター制度」をスタートさせている。これは、霧島市の人やモノ、すべてを対象に、市民みんなでいいところを見つけて、褒めて、マイスターに認定するプロジェクトである。また、「霧島市応援店事業」では、市に縁のある店舗等と協定を締結、それぞれの店舗において、市のPR用品を掲示してもらい、市の情報発信やPR活動をしてもらう事業である。これらシティプロモーション事業の取組について調査研究を行う。

直方市

直方市は平成25年に、西日本初となる公契約条例を全会一致で制定。市が発注する契約において、業務に従事する者の適正な労働条件等の確保、公共工事及び公共サービスの質の向上、地域経済及び地域社会の活性化に寄与することを目的として翌年4月から施行している。公契約条例は労働者保護だけでなく、労働条件に底を設け、それを下回る労働を禁止することで、事業者間の公正な競争の実現を目指していることなど、公契約条例の取組について調査研究を行う。

- 5 参加者 《総務生活常任委員会》(5名)
委員長 木南裕樹

副委員長 松 本 良 三
 委 員 柳 生 陽 一
 委 員 桑 野 元 澄
 委 員 永 富 靖

《随行》議会事務局主幹 河 原 直 也

6 視察先出席者

- 【八代市】 八代市議会事務局 宮田局長
 八代市議会事務局 上野主査
 八代市財務部資産経営課 上村主幹
- 【霧島市】 霧島市議会 下深迫議長
 霧島市議会事務局 用貝氏
 霧島市商工観光部霧島PR課 藤崎課長
 霧島市商工観光部霧島PR課 蔵元グループ長
 霧島市商工観光部霧島PR課 亀石サブリーダー
- 【直方市】 直方市議会事務局 渡邊氏
 直方市総合政策部財政課 香月課長
 直方市総合政策部財政課 梅田係長

7 行政視察内容

【熊本県八代市】

- (1) 八代市歓迎あいさつ《八代市議会 宮田議会事務局長》
- (2) 木南総務生活常任委員長あいさつ
- (3) 八代市からの調査事項の説明概要（財務部資産経営課 上村主幹）

『廃校舎等の利用提案事業について』

1. 八代市学校数の推移

	合併時 (平成17年8月)		平成30年度末
小学校	37校	➡	24校
中学校	15校		15校

(13校の小学校が廃校)

2. 旧宮地東小学校の概要

- ・敷地面積 3,897.56㎡
- ・建物面積 1,242.3㎡
- ・建築年月日 平成9年3月竣工
- ・構 造 木造一部RC造平屋建 体育館、屋外プール
- ・児童の減少により平成25年3月休校、翌年の平成26年3月に廃校となる。

3. 貸付までの経緯

＜未利用等の市有資産の活用＞

年 月 日	内 容
平成 26 年 8 月～9 月	民間事業者等から利用提案の募集（利用提案応募 3 件）
平成 26 年 11 月 27 日	「廃校跡地を利用した事業の運営事業者募集要項」に則り、プロポーザルにより事業者を募集
平成 26 年 12 月 25 日	㈱ビーブルームより、低価格な団体専用の宿泊施設として応募受付
平成 27 年 1 月 23 日	㈱ビーブルームの応募申請にかかる地元住民説明会の開催
平成 27 年 2 月 5 日	利用候補者選定委員会審査会（副市長を委員長とする 9 名）にて決定
平成 27 年 5 月 13 日	㈱ビーブルームと土地建物賃貸借仮契約を締結
平成 27 年 7 月 8 日	議会議決により土地建物賃貸借本契約締結

4. 契約締結並びに開業までの経緯

1) 契約書の内容について

〈H27.4月～ 仮契約～議会議決（H27.6月定例会）まで〉

- ・ 3年間の貸付期間、1年間を無償、その後は月額15万円の賃借料（H29年3月定例会において、月額賃借料が5万円に減額となる）
- ・ 有償貸付となり適正価格を下回る貸付額（議会の議決が必要）
- ・ 公募条件として、改修費用、維持管理費は全て借主負担
- ・ 体育館は、耐震改修すれば貸付許可
- ・ 修繕費用等について、負担区分の確認

2) 開業までの経緯等について

〈議会議決から営業開始まで（H28.8月開業）〉

- ・ 宿泊施設となることで、関連機関の許認可が必要（用途変更・消防法・宿泊営業等）
- ・ 体育館の耐震改修工事、校舎内の内装、設備工事
- ・ 廃校施設の有償貸与となり、文部科学大臣の承認が必要（最低3カ月程度）
- ・ 開業と同時に電気料や電話料金等の相手方への契約名義変更

5. 廃校活用が八代市にもたらす効果①

	貸し付けた場合	貸し付けない場合
貸付料収入	180万円	0円
維持管理費	0円	歳出額100万円
雇用の創出	1名	0名
東町地区への訪問者数	5,604名	0名

《地域資源となる価値を持った地域活性化を図る施設》

- ・ 歳入増と歳出削減で年間280万円の効果
- ・ 観光施設の無い東町地域にとって貴重な観光資源になる（開業～R1.9月末現在）
- ・ 防犯上の課題解決、地域への安心感

6. 廃校活用が八代市にもたらす効果②

- 地域と地域協定を結び、良好な関係づくり
 - ・施設の無償使用許可（運動会、敬老会、災害時等）
 - ・社長と共に社員も運動会等の地域行事への参加
 - ・まちづくり協議会の田植え、稲刈りへの参加
 - ・炭作り体験の開催
 - ・地域住民との交流が活発で信頼されている
 - ・市としても、財務負担の軽減だけでなく地域活性化の効果がある。
 - ・歳出負担のみを生じる未利用施設から貸付事業で有効に活用

7. 八代市での他の廃校活用事例（有償貸付）

1) 旧泉第二小（現泉コミュニティセンター）

①地域医療・介護従事者の会議室

- ・空き教室に地域の医療、介護従事者が集まり研修会場、会議室として利用

②訪問看護ステーション

- ・空き教室に泉地区に無かった訪問看護ステーションの事務所として利用
- ・ここを拠点として訪問看護が必要な家に看護師が訪問している

2) 旧河俣小グラウンドに太陽光発電パネル設置

- ・20年間の貸付契約、年額約35万円の歳入、災害発生時の電源使用

3) 旧泉第三小（3階建て）：開業準備中

- ・1、2階：障がい者就労支援事業所、地域特産品加工所として活用

【鹿児島県霧島市】

(1) 霧島市歓迎あいさつ《八代市議会 下深迫議長》

(2) 木南総務生活常任委員長あいさつ

(3) 霧島市からの調査事項の説明概要（商工観光部霧島PR課 蔵元グループ長）

『シティプロモーション事業について』

1. 霧島市のシティプロモーション

・霧島市の魅力を創り出し、それを広く情報発信し、都市ブランド力・都市イメージ・認知度の向上を図ることで、交流・移住人口の増加、新たなる活力の創出に結びつける。

また、まちづくりに積極的に関わる霧島市のファン（キラシマイスター）を増やし、持続的なまちの発展を目指す。



・霧島市のファンをつくる

・幸せの数を増やす

ことを目的として事業を開始

<その中で、大きな柱として>

郷土愛の醸成、認知度の向上 を掲げ、

- ・平成28年～30年 地方創生交付金の活用で取組を始める
- ・令和元年度から市単独事業として独自に事業を行う。

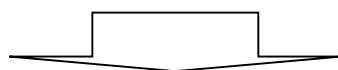
2. 郷土愛の醸成

- ・市民アンケートの実施し、市民130人の意見を聞いた。

○霧島市の一体感はどうなのか。 **一体感がある・・・41.5%**

一体感がない・・・31.6%

※ 合併後、10年以上が経過し、この数値は大きな課題。



霧島市の魅力が自分たちでもよくわからなくなっている。
それを探す、見つけてPRしていく仕組み作りが必要。

3. 3つのキーワードを設定

①持続・自走が可能か？

(市民が継続して、いつでも誰でも参加できるフレーム・仕組みが必要)

②シビックプライド

(市民らが自分たちのまちに誇りをもってPRできる)

③オール霧島

(市民が参加したくなる、参加しやすい、一つになる旗印づくり)



褒めて伸ばすが合言葉、善意の認定制度はじまる。

<キシマイスター誕生>

【キシマイスター認定制度とは】

- ・SNSの世界には「いいね！」が溢れているのに、現実に褒められることは意外に少ない。
- ・でも誰でも褒められることはうれしい。そういうコミュニケーションは必要。
- ・市民一人一人が思うイイことはそれぞれ違う。
- ・人、観光地、店、サービス、風景など、みんなで霧島市のイイところを見つけ、褒めて、褒めて、褒めまくる。そういった活動につなげること。
- ・その総称を「キシマイスター」という。

4. キシマイスターカードの作成

- ・キシマイスターカード15,000枚を作成し、イベントや学校、希望者等に配布。その他広報誌にも添付し、各世帯に配布した。
- ・霧島市のいいところを書いてもらい、投函していただく。
- ・節目や記念日に「褒める」ことを呼びかけて事業の周知を図った。

- ・「褒め合う」をテーマにしたPR動画を制作し、ユーチューブを使って配信。農家や子供たち、地元企業など多くの人に協力していただく。

「キシマイスター事業」は、市民参画の事業であり市民を育てる事業でもある。

5. 褒めあう交換日記スタート

- ・事業2年目の平成29年には、霧島市を愛する人ならだれもが参加ができる交換日記「SOCIAL NIKKI SYSTEM」を実施。褒めたいことを書いて、誰かに渡すというルールのもと、市の魅力をたくさん集めた。
- ・今まではカードを渡すだけであったが、自分が魅力を書いて、リレー形式でどんどん回していく。
- ・1600冊で、126,000ページ作成⇒当時の霧島市の人口126,000人(1人1ページずつ)
- ・現在は増刷しながら普及活動を行っている。

6. 11月7日はイイなの日

- ・3年目を迎えた平成30年は、市民から集まったたくさんの声でひとつのものをつくらうと、「霧島イイな展」を開催。
- ・市の魅力を書いてもらった11,700枚のカードを並べて、高さ4mの巨大なモザイクアートを作成。11月7日11時7分に除幕式。
- ・11月7日は霧島市が誕生した日。

7. 褒め合う金婚式&銀婚式

- ・社会福祉協議会とコラボして実施。
- ・50周年を機に、お互いに褒め合うメッセージカードを書き合い、50年分の想いを伝えあった。

8. 教育の現場とコラボ

- ・学校でも褒め合うカードの取組をしている。
- ・いつもと違う角度からいいところを探そうとする。
- ・成果として、不登校がちの子供が、褒め合う活動をはじめてから登校するようになった例が2件あった。
- ・学校で取り組むことで親・PTAも取り組むようになった。

9. 市民参加型の情報発信

- ・キシマイチャンネルというインスタグラムを開設。
- ・“キシマイスター”、“キシマイチャンネル”をハッシュタグに入れて投稿してもらう。
- ・市民が参加する市民主体型のSNS。
- ・昨年は有名なインスタグラマーを呼び、インスタグラマー講座を開催。

10. 認知度の向上（外向けのプロモーション）

- ・きりしまと聞くと何を思い出すか、関東・関西に調査を実施。
 - ・1位は焼酎。
 - ・霧島市を思い出した人は1%のみ。
 - ・九州では有名だが、関東・関西では認知度が低いことが判明。
- ⇒認知度向上が必要。

<昨年度からメディアを対象としたプロモーションの実施>

- ・委託業者としてPR会社が入っているが、一緒に東京に行き、メディアを集めて29社38名を集め、霧島市の魅力を伝えるプレゼンテーションを実施した。
- ・メディアを通じた露出の拡大に努める。

11. メディアキャラバンの実施

- ・雑誌・WEBの編集者やテレビ局の担当者等を訪問し、霧島市の魅力を伝えた。
- ・全5回の実施（首都圏4回、福岡1回 46社訪問）



- ・実際に取材に来ていただき、記事にさせていただく（取材対応件数22件 延べ46日）。
- ・自分たちの媒体に合わせた取材箇所をリクエストしていただき、アポイントは市で行い、当日も一緒について案内する取組。

12. 2018年度メディアPR実績（2019年2月15日時点）

①テレビ	15件
②新聞・雑誌	44件
③WEB	309件
④広告換算	5億7,500万円

13. シティセールスミーティング

1) 霧島市シティセールスミーティングの設置

- ・霧島市の「売りたいモノ、コト」を効率的、効果的にPRするため、行政内の横断的な取組を進めている。

2) シティセールスミーティングで取り組むこと

①情報共有会議

外部向けのプロモーションについて、各部署のセールスポイントや活動展開の情報共有、共通認識、共通理解を図るための会議を開催。

②宣伝資材調査

各部署で作成したパンフレットポスター等の作成状況調査を行い、リスト化することでスムーズな資材提供を行う。

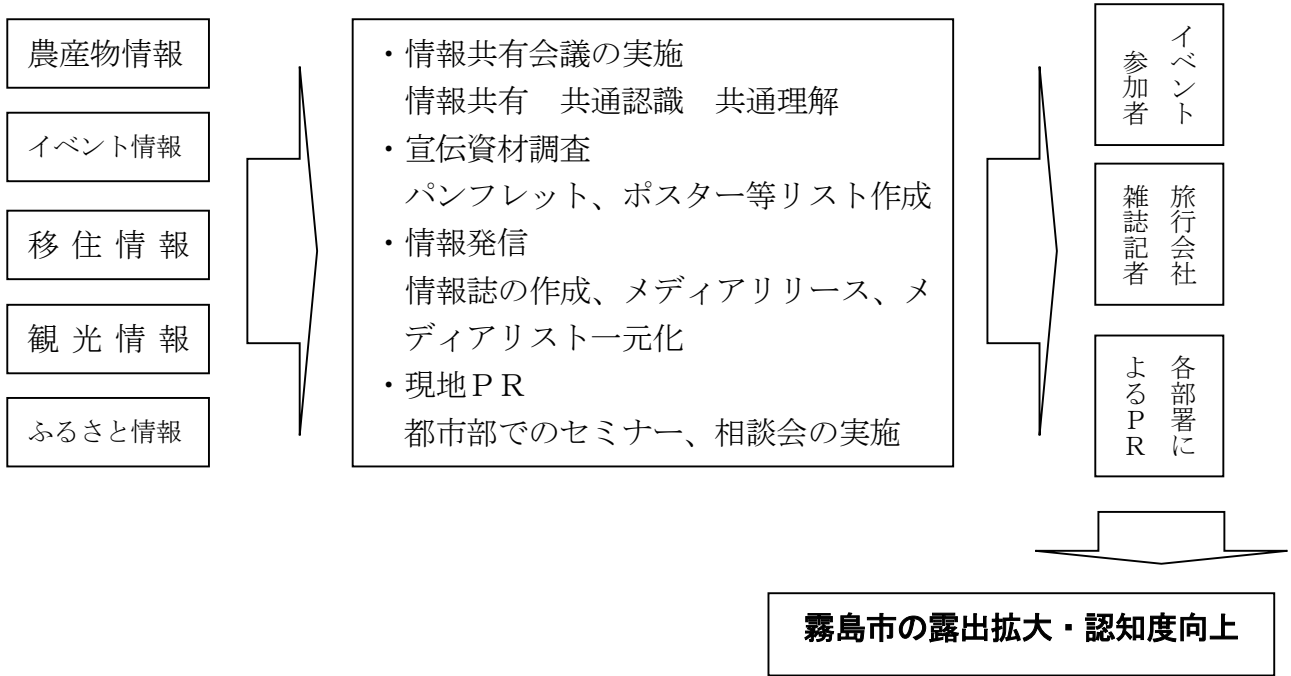
③情報発信

各部署から集められた情報を霧島PR課でとりまとめ、各種メディア関係者や旅行代理店、県内企業の支店等にリリースを行う。

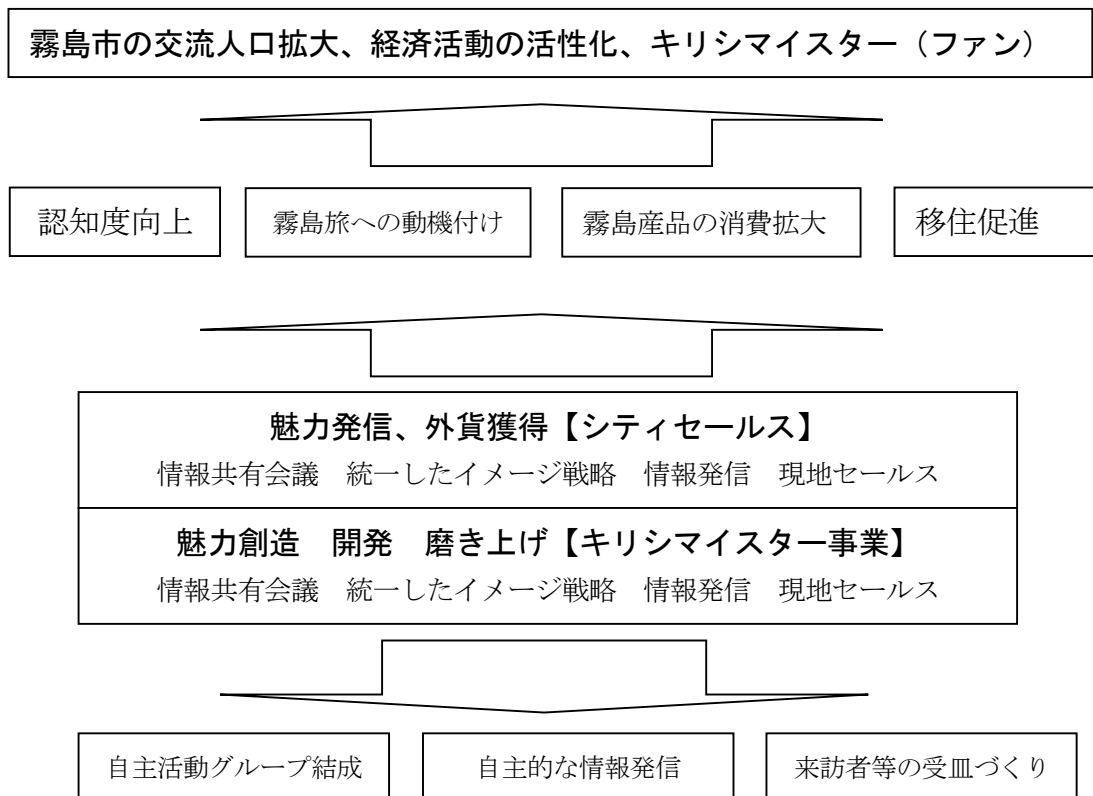
④現地のPR

都市部において霧島市を一体的にPRするため、県主催イベントや観光物産店等に
出展し、クリスマスマスター（ファン）の増加を目指す。

1 4. 霧島市のシティセールスの取組



1 5. シティプロモーションの展開



【福岡県直方市】

- (1) 直方市歓迎あいさつ《直方市議会 渡邊議会事務局員》
- (2) 木南総務生活常任委員長あいさつ
- (3) 直方市からの調査事項の説明概要（総合政策部財政課 香月課長）

『公契約条例について』

1. 公契約条例・規則の概要について

1) 公契約条例とは（条例第1条）

市が発注する工事、製造の請負及び業務委託・指定管理に従事する労働者の「適正な賃金や労働条件等の確保」を契約事項に定めた契約を締結することで、労働者の生活の安定を図り、「公共工事および公共サービスの質を向上させ、地域経済や地域社会を活性化する」ことを目的とする。

2) 直方市における公契約対象範囲は

工事又は製造の請負：予定価格（税込）5,000万円以上のもの（条例第5条）

業務委託・指定管理：予定価格（税込）1,000万円以上（条例第5条）の人件費の占める割合が概ね7割以上の下記業務（施行規則第3条）

- ①施設等の管理運営
- ②施設等の清掃業務
- ③施設等の警備業務
- ④一般廃棄物収集運搬業務
- ⑤学童保育所運営業務
- ⑥学校給食調理業務
- ⑦人材派遣業務
- ⑧外国語指導業務

3) 受注者の義務は

- ・対象労働者に対して、労務報酬下限額以上の支払い（条例第6条）
- ・下請業者や対象労働者への周知（条例第8条）
- ・労務台帳の提出（条例第8条）
- ・関係者への調査協力（条例第8条）

4) 労務報酬下限額は（条例第7条 勘案基準を規定）

工事又は製造の請負：福岡県の職種ごとの「公共工事設計労務単価（※1）」÷
8時間×80%

（直方市建設工事的平均落札率89%程度を勘案し設定）

委託・指定管理：臨時職員日額（※1）6,800円÷7.75時間≒877円

（業務委託の標準的な賃金基準を直方市の臨時職員の給与と設定した）

（※1）どちらも基準が変われば、それに応じて毎年労務報酬下限額の見直しを行っている。

業務委託・指定管理協定の労務報酬下限額の推移

H26年：826円 H27年：839円 H28年：852円 H29年：852円

H30年：865円 H31年：877円

（参考）福岡県の最低賃金の推移

H26年：727円 H27年：743円 H28年：765円 H29年：789円

H30年：814円 H31年：814円 R01年：(R01.10～)：841円

2. 条例制定の経緯等について

1) 条例制定の背景と経過

①財政悪化に伴う行財政改革の推進により民間委託が加速されたこと

- ・ H17年度～ 行政改革大綱とその実施計画の策定・実施
(自治法の改正による指定管理制度の導入をはじめ、ごみ収集業務の一部委託等)
- ・ H19年秋 交付税ショック(財政状況の悪化により赤字転落を予想)
- ・ H22年3月～ 市民・人権同和対策課窓口業務民間委託
- ・ H22年4月～ 教育委員会学校給食調理業務民間委託

②地域経済の停滞の中、入札制度改革により下支えを試みてきたが発注量の確保もできず、併せて民間投資も少なく地元企業の疲弊が進んだこと

- ・ H19年10月～ 最低制限価格の事後公表開始(同年12月より事前公表へ改正)
- ・ H20年12月～ 部分払の取扱要領改正(最大2回⇒3回)
- ・ H21年4月～ 最低制限価格算定式改正
(1回目・国土交通省の低入札価格調査基準算定式準拠)
条件付一般競争入札導入
総合評価方式入札の試行
- ・ H22年4月～ 最低制限価格算定式改正(2回目・現場管理費60%⇒70%)
前払金支払限度額改正(契約金額の30%⇒40%)
- ・ H23年5月～ 最低制限価格算定式改正(3回目・現場管理費70%⇒80%)
- ・ H24年4月～ 総合評価方式入札本格導入
- ・ H25年6月～ 最低制限価格算定式改正(4回目・一般管理費30%⇒55%)

③雇用環境悪化の状況が続いていたこと

有効求人倍率の推移

有効求人倍率	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
全国	0.98	1.06	1.02	0.77	0.45	0.56	0.68	0.82
福岡県	0.79	0.88	0.80	0.58	0.41	0.50	0.60	0.72
直方市管内	0.59	0.61	0.57	0.43	0.31	0.42	0.48	0.63

(H31.3月の有効求人倍率 全国：1.63、福岡県：1.61、直方市管内：1.58)

3. 条例制定による契約の実績について

平成30年度建設工事・製造の請負19件 業務委託22件

⇒ 詳細資料「公契約条例対象一覧表(平成30年度)」

4. 条例制定による反応、影響、効果について

1) 反応(事業者)

- ・ 事業、工事の質の向上につながるとの意見があった。(約7割の事業者からの意見)

- ・適正な労働条件の確保に結びつく成果がある、今後成果があるとの意見があった。(約9割の事業者からの意見)
- ・地域経済の活性化に今後つながるとの意見があった。(約9割の事業者からの意見)
- ・公契約条例の対象範囲の拡大や労務台帳作成の手間等の意見があった。

2) 反応 (労働者)

- ・条例導入当初、学童保育の労働者から賃金が上がったとの意見があった。

3) 影響

- ・建設工事に関しては、落札率や契約金額に変化は見られない。業務委託に関しては、一部(庁舎管理・学童)が労務報酬下限額を下回っていたため、予算の積算にあたり時給の見直しを行った。

4) 効果

- ・事業者からの意見として、直方市の公契約対象案件の時給は、近隣他市と比較して時給が高く、応募があるので、比較的採用につながりやすいと聞いた。

5. 地域事業者や地域住民の声をどう反映したか

- ・公契約条例策定審議会(学識経験者1名、使用者代表2名、労働者代表2名)を設置し、全4回の会議を行い、地域の使用者・労働者の意見を取り入れ、地域にあった条例とした。また、条例施行前に市のホームページにてパブリックコメントを実施し意見を参考とした。

- ・公契約の対象業務の拡大の意見が多く、条例施行当初、公契約対象工事を予定価格1億円以上としていたものを、施行2年後から予定価格5,000万円以上に拡大した。(平成28年4月から)

- ・また、委託業務の対象業務を「窓口業務」から「人材派遣業務」に変更した。(平成30年8月から)

8. 視察結果について

(1) 熊本県八代市

《所感》

八代市では、廃校跡地を利用した事業として、公募による民間を含めた積極的な利活用を図っている。その廃校活用が市にもたらす効果として、収入増や歳出削減による財源的な効果だけでなく、活用方法によっては貴重な観光資源となること、さらに廃校舎として残すよりも、活用することで地域の防犯上の安心感があるとしている。廃校舎の新たな活用方策は全国の地方公共団体の課題となっており、廃校舎の活用は財源負担の軽減だけでなく、地域活性化の効果もあることから、民間活力の導入も含め、本市としても引き続き調査研究していくことが重要であると考えます。

(2) 鹿児島県霧島市

《所感》

霧島市では、広告代理店とPR会社にシティプロモーション事業を委託し、テレビ局や雑誌社を集めてもらっている。そのため、市が紹介すると市内業者一律に紹介することになるが、逆にメディア側が載せたいものだけを紹介する形となり、例えばミシュラン一つ星の店

や、移住者が経営している店等をピックアップし、メディアに響くような記事を発信していることは参考にできればと考える。また、市民への郷土愛の醸成と市外へのメディア対応は霧島PR課が担い、観光客の誘致等は観光課が担っている。本来は一括してシティプロモーションを進めることが望ましいとのことであったが、各自治体においてマーケティングや戦略が異なるため、本市にあった方法をさらに調査し、模索することが必要であると感じた。

(3) 福岡県直方市

《所感》

直方市では、公契約条例を制定してから、継続して事業者に対しアンケートを実施している。その反応として、「事業、工事の質の向上につながる。」、「適正な労働条件の確保に結びつく。」、「地域経済の活性化に今後つながる。」との意見が大半の事業者からある反面、「公契約条例対象範囲の拡大を求める声や、労務台帳作成の手間がある。」との意見もあるとのことであった。しかし、全体的な効果として、公契約対象案件は近隣市と比較して時給が高く、応募が多く、比較的採用につながりやすいとのことであるため、本市においても参考とすべきものであると考える。